

函館市ANSINメール運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市ANSINメール（以下「ANSINメール」と言う。）の管理および運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ANSINメール 緊急性の高い安心安全情報、その他市政情報を電子メール、電子掲示板を用いて利用者に提供するシステムをいう。

(2) 利用者 ANSINメールの趣旨に賛同し、電子メールアドレス（以下「アドレス」という。）を登録した者をいう。

(ANSINメールにより提供する情報および役割分担)

第3条 ANSINメールを用いて提供する情報および入力を担当する部局は、次の各号に掲げる情報の区分に応じて、当該各号に定める部局とする。ただし、緊急性等を考慮し、他の部局が直接情報入力することもできるものとする。

(1) 安心・安全情報 市民部 保健福祉部 環境部 農林水産部
教育委員会学校教育部

(2) 消防出動情報 消防本部

(3) 災害緊急情報 総務部

(4) 緊急市政情報 企画部 土木部 選挙管理委員会 企業局

(5) 企業局交通部情報 企業局

2 その他、ANSINメールの管理・運用については、企画部が行うものとする。

(情報入力時の注意事項)

第4条 情報の入力に際しては、次に掲げる点に留意し入力するものとする。

(1) 情報内容は、携帯電話へのメール配信を考慮し、携帯電話の画面上でスクロールせずとも把握できるよう、簡潔な表現とすること。

(2) メール の 文字数 は原則 140 字以内 とすること。

(3) メール の 文中には、情報 の 提供元 の 団体名 または 組織名 など を 記載 すること。また、情報 の 問い合わせ先 については、必要 に 応じ 掲載 すること。

(4) パソコン で 閲覧 する 利用者 には 詳細 な 情報 提供 が できる よう、 既存 ホームページ が ある 場合は リンク を 貼る こと。

2 前条 第 1 項 に 規定 する 部局 以外 において 市政 情報 の 提供 を 行う 場合は、 情報 提供 を 行う 部局 において、 その 内容 の 緊急性 を 十分に 考慮 し たう えで、 企画 部 へ 依頼 すること とする。また、 その 依頼 に あたって は、 前項 の 規定 に 基づき 作成 し た 情報 を 電子メール により 企画 部 へ 送付 する もの とする。

3 前条 第 1 項 に 規定 する カテゴリ 以外 の 情報 について、 随時 情報 配信 を する 必要 が ある 場合 には、 カテゴリ を 増やす こと が できる もの とする。

(ログイン名およびパスワード)

第 5 条 情報 発信 の 担当 者は、 情報 配信 に 必要 と なる ログイン名 および パスワード の 交付 を 受ける ため、 別に 定める 様式 により 企画 部 へ 申請 する もの とする。

2 人事 異動 など による 情報 配信 担当 者 の 変更 など、 前項 で 入力 し た 情報 に 変更 が あった 場合 には、 速やか に 企画 部 へ 報告 する もの とする。

3 付与 される ログイン名 および パスワード については、 不正 アクセス を 防止 する ため 適切 に 管理 する もの とする。

(運用の停止等)

第 6 条 市長 は、 ANS I Nメール の 運用 を 停止 する ときは、 利用者 に 対し、 あらかじめ その 旨 を 通知 する もの とする。

2 市長 は、 前項 の 規定 に かかわらず、 次 の 各号 に 該当 すると 認め られる ときは、 利用者 に 事前 に 通知 すること なく、 ANS I Nメール の 運用 を 停止 する こと が できる。

(1) ANS I Nメール の 保守 点検、 更新 等 を 緊急 に 行う 必要 が ある とき。

(2) 天災 その 他 の 不可抗力 により、 ANS I Nメール の 運用 が 困難 に なった とき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報セキュリティの確保その他やむを得ない理由により、ANSINメールの運用が困難になったとき。

(サービスの配信日時)

第7条 ANSINメールにより安心安全情報およびその他市政情報を配信する日および時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防出動情報については、年中無休、24時間対応とする。

(2) 災害緊急情報については、大規模災害発生時、または緊急性の高いと判断される情報について24時間対応とする。

(3) 前2号に掲げる以外の情報については、緊急性が高いと判断される情報を除き、原則として毎週月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日、1月2日および1月3日ならびに12月29日から12月31日までの日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までの配信とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 情報の配信に際しては、函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）に基づき、個人情報の取り扱いに十分注意するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第9条 市長は、システムについて情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。